

第5期中央区障害福祉計画・第1期中央区障害児福祉計画の 進捗状況について（令和元年度末現在）

1 取り組むべき課題に対応した施策

第5期中央区障害福祉計画・第1期中央区障害児福祉計画の体系

施策の方向性	施策	主な取組
1 個のニーズに 基づくサービス の提供	施策1 在宅サービス等の充実	(1) 在宅サービス等の情報提供の充実 (2) 自立生活を支援するサービスの充実 重点 (3) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進
	施策2 相談支援体制の充実	(1) 相談支援の利用促進 (2) 基幹相談支援センターの機能の充実 重点
2 地域生活を 支える 環境づくり	施策3 地域移行・地域定着支援の充実	(1) 地域生活支援拠点の整備 重点 (2) 居住支援体制の充実 (3) グループホームの充実 (4) 精神障害者支援のための関係機関の連携
	施策4 障害者の支援事業の充実	(1) 障害者の通所事業の拡充 重点 (2) 高次脳機能障害者の支援事業の充実
	施策5 就労支援の充実	(1) 一般就労への移行の促進 (2) 就労定着支援の推進 重点 (3) 障害者優先調達の推進
	施策6 障害児の支援事業の充実	(1) 障害児通所支援の充実 重点 (2) 重症心身障害児の支援 (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の連携
	施策7 「中央区育ちのサポートシステム」の推進	(1) 子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立 (2) 「育ちのサポートカルテ」の運用 重点 (3) 早期発見・早期支援の充実 (4) 発達障害に対する理解の促進
3 地域での 共生社会 の実現	施策8 心のバリアフリーの推進	(1) 障害者差別解消の推進 重点 (2) 障害と障害者の理解のための意識啓発 (3) 「健康福祉まつり」等による地域交流の促進 (4) 障害者福祉団体との連携
	施策9 障害者の権利擁護と虐待防止	(1) 成年後見制度や権利擁護の推進 (2) 障害者虐待防止の推進

施策の方向性 1 「個のニーズに基づくサービスの提供」の評価

施策		事業
施策1	在宅サービス等の充実	(1) 在宅サービス等の情報提供の充実
		(2) 自立生活を支援するサービスの充実 重点
		(3) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進

「(1) 在宅サービス等の情報提供の充実」では、区が所管する移動支援事業所や相談支援事業者の一覧を作成し、利用者が選択しやすいようホームページの掲載や案内の配布など情報提供を行いました。引き続き、他の障害福祉サービスについてもホームページのレイアウトなどを工夫し、情報提供の充実に取り組みます。

「(2) 自立生活を支援するサービスの充実」では、基幹相談支援センターと精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」が連携し、居宅介護サービスなどの利用を通じて一人暮らしの生活面における助言や支援を行いました。法改正により新たに開始された自立生活援助については、区内でサービスを提供できる事業所が令和2年3月に1カ所開設されましたが、支給決定の実績はありませんでした。移動支援は、平成30年4月から対象となる外出の範囲を拡大し、特別支援学校、特別支援学級の通学に利用できるようになりました。

「(3) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進」では、おとしより相談センターと特定相談支援事業所との連携により、介護保険サービスと障害福祉サービスを組み合わせ、適切なサービス提供が行われるように努めました。

施策		事業
施策2	相談支援体制の充実	(1) 相談支援の利用促進
		(2) 基幹相談支援センターの機能の充実 重点

「(1) 相談支援の利用促進」では、平成30(2018)年度、令和元(2019)年度ともに、保健所等複合施設内に拠点化を図った基幹相談支援センター、子ども発達支援センター、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」の3センターが、ケース会議や事例検討会などを通じて連携強化を図りながら、障害に関するあらゆる相談に対応し適切な支援につなげる体制づくりを進めました。また、それぞれのセンターがリーフレットの配布やホームページへの掲載に加え、講演会などの開催に合わせた周知に努め、利用の促進を図りました。

「(2) 基幹相談支援センターの機能の充実」では、平成30(2018)年度、令和元(2019)年度ともに、基幹相談支援センターが中心となり、相談支援事業所連絡会や事例検討会などを通じて地域全体の相談スキルの向上に取り組みました。また、「地域生活支援拠点」(面的整備型)のネットワークづくりの一環として、入所施設・グループホーム連絡会や専門性を高める研修会などを開催し、事業所間の連携の強化を図りました。

施策の方向性 2 「地域生活を支える環境づくり」の評価

施策		事業
施策3	地域移行・地域定着支援の充実	(1) 地域生活支援拠点の整備 重点
		(2) 居住支援体制の充実
		(3) グループホームの充実
		(4) 精神障害者支援のための関係機関の連携

「(1) 地域生活支援拠点の整備」では、地域生活支援拠点は、障害者等の地域における生活の維持および継続が図られるよう、相談、一人暮らしやグループホームなどの体験の機会や場、緊急時の受け入れ・対応などの機能を集約してグループホームまたは障害者支援施設に付加した拠点であり、区市町村または各保健圏域において少なくとも1カ所は整備することが基本とされています。本区においては、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、課題に応じてどのような機能を整備すべきかについて検討し、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備型の地域生活支援拠点として整備を進める方針を固め、面的整備の基本となるネットワークを整備しました。平成30(2018)年度からはネットワークを構成する事業所に対し、国が示している「地域生活拠点等について」初版を元に取り組みの検討を開始しました。

「(2) 居住支援体制の充実」では、親元からの自立、施設などから地域へ戻った障害者の居住支援体制構築に向けて、基幹相談支援センターが主催して平成30(2018)年度に入所施設・グループホーム連絡会を開催しました(令和元(2019)年度は新型コロナウイルスの影響で開催延期となりました)。連絡会では、中央区の入所施設・グループホームの現状や課題について情報共有を図るとともに、居住支援体制構築に向けた仕組みづくりについて意見交換を行いました。

「(3) グループホームの充実」では、平成29(2017)年度に高齢化・重度化を見据えた今後のグループホームの検討を行い、知的障害者グループホームの改築を「中央区基本計画2018」の事業計画として位置付けました。平成30(2018)年度は東京都および区内関係機関と施設整備などについて検討会を実施しました。令和元(2019)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため検討会は中止とし、区内関係機関に資料の郵送で各施設の入所者数や設備状況など情報共有を行いました。

「(4) 精神障害者支援のための関係機関の連携」では、平成30(2018)年度、令和元(2019)年度ともに、精神障害にも対応した「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、関係者などによる協議の場と位置付けた自立支援協議会の地域移行・地域定着部会において、長期入院から地域に戻る精神障害者が安心して暮らすための具体的支援策の検討を進めました。また、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」が中心となり、基幹相談支援センターや関係機関などと連携を図りながら、精神障害者が地域で自立した生活が送れるよう支援に取り組みました。

施策		事業
施策4	障害者の支援事業の充実	(1) 障害者の通所事業の充実 重点
		(2) 高次脳機能障害者の支援事業の充実

「(1) 障害者の通所事業の充実」では、平成 30（2018）年度に、福祉センターの成人室を生活介護（法定事業）へと移行し、重症心身障害や医療的ケアに対する支援の充実を図りました。令和元（2019）年度には、看護職員の増員とともに、都立東部療育センターとの医療連携（巡回指導・研修派遣）や聖路加国際病院を加えた連絡会を開催するなど、医療的ケアが必要な障害者への対応力の強化に取り組みました。

「(2) 高次脳機能障害者の支援事業の充実」では、平成 30（2018）年度に、交流会の拡充（土曜日年 4 回から土曜日と平日の年 6 回）とともに、リハビリテーション医師による専門相談を開始し、医学的な相談にも対応できる支援体制の充実を図りました。平成 30（2018）年度、令和元（2019）年度ともに、交流会や個別相談の実施、地域の理解を促進する普及啓発や講演会の開催、関係機関が連携を強化するための連絡会議などを通じて、高次脳機能障害者とその家族を支援しました。

施策		事業
施策5	就労支援の充実	(1) 一般就労への移行の促進
		(2) 就労定着支援の推進 重点
		(3) 障害者優先調達の推進

「(1) 一般就労への移行の促進」では、平成 30（2018）年 4 月に施行された法定雇用率の引き上げや精神障害者の利用増加に伴う相談件数の伸びを受け、平成 31（2019）年 4 月から中央区障害者就労支援センターの相談支援専門員を 1 名増員し、受付可能な件数を 50 件から 100 件に拡大しました。その結果、相談支援等件数の実績が約 60%増加しました。また、福祉センターの特定相談支援事業所ふくろうにおいても相談支援専門員を 1 名増員し、受付可能な件数を 120 件から 160 件に拡大しました。

「(2) 就労定着支援の推進」では、中央区障害者就労支援事業所ネットワークに参加する就労支援事業所のうち 2 事業所において、平成 30（2018）年 4 月から新たに創設された「就労定着支援事業」を開始しました。就労移行支援から引き続き就労定着支援を利用する方が多く、今後も一般就労への移行後の支援を図ります。

「(3) 障害者優先調達の推進」では、障害者就労施設などで就労する障害者の自立を促進するため、本区の事業に必要な物品の購入や外部委託を行う際に、障害者就労施設などからの調達を行い、その実績額を毎年度上回ることを目標として設定しました。物品などの調達について、他部署との連携が進むように契約部署に働きかけを行い、また、障害者就労支援施設との業務の履行期間、発注量、仕様や規格などの協議を重ねて受注機会の拡大に努めていきます。また、障害者就労施設などで就労する障害者の工賃向上を目指して、中央区障害者就労支援事業所ネットワークに参加する就労支援事業所とともに共同受注体制の構築に向けて検討を行っています。

施策		事業
施策6	障害児の支援事業の充実	(1) 障害児通所支援の充実 重点
		(2) 重症心身障害児の支援
		(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の連携

「(1) 障害児通所支援の充実」では、平成 30 (2018) 年度に、「子ども発達支援センター ゆりのき」を開設し、それまで福祉センターで行っていた児童発達支援（集団療育）と放課後等デイサービスの利用定員を拡大するとともに、ワゴン車（車いす乗車用スロープ付き）による送迎、児童発達支援（集団療育）における給食の提供やきょうだい児一時預かり（生後 7 カ月から就学前まで）を開始するなど、通所支援の充実を図りました。令和元（2019）年度には、「こどもの発達相談」において言語聴覚士を増員し、個別療育における質の向上に取り組みしました。

「(2) 重症心身障害児の支援」では、授業の終了後または学校の休業日に生活能力の向上に必要な訓練を提供するとともに社会との交流を支援するため、重症心身障害児（医療的ケア児を含む）を対象とした民間の放課後等デイサービス事業所の開設を支援し、平成 31（2019）年 4 月に十思スクエア内に開設しました。今後は運営事業者への事業運営費補助を通じて、重症心身障害児（医療的ケア児を含む）に対し、身近な地域での通所支援を提供していきます。

また、子ども発達支援センターの児童発達支援（集団療育）において、重症心身障害児（医療的ケア児を含む）の増加に対応して、平成 30（2018）年度に親子で通所するクラスの利用定員を拡大しました。平成 30（2018）年度、令和元（2019）年度ともに、日常的に医療的ケアを必要とする重症心身障害児などの居宅に訪問看護師を派遣して一定時間医療的ケアなどを代替するレスパイト事業を通じて、当該障害児の健康の保持と家族の介護負担の軽減を図りました。

「(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の連携」では、平成 30（2018）年度から、自立支援協議会に「医療的ケア児等支援連携部会」を設置し、保健・医療・障害福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図りながら身近な地域で医療的ケア児を支援する体制づくりを進めました。令和元（2019）年度には、多分野にまたがる支援を調整し、総合的かつ包括的に提供するため、子ども発達支援センターに医療的ケア児コーディネーターを配置しました。

施策		事業
施策7	「中央区育ちのサポートシステム」の推進	(1) 子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立
		(2) 「育ちのサポートカルテ」の運用 重点
		(3) 早期発見・早期支援の充実
		(4) 発達障害に対する理解の促進

「(1) 子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立」では、発達障害など育ちに支援を必要とする子どもとその家族を支援する地域の療育拠点「子ども発達支援センター ゆりのき」を平成 30(2018) 年 4 月に開設しました。平成 30（2018）年度、令和元（2019）年度を通して、保健・福祉・教育の各コーディネーターが、保健・医療・障害福祉・保育・教育などの関係機関の連絡調整を図りながら支援に取り組みしました。

「(2)「育ちのサポートカルテ」の運用」では、平成 30 (2018) 年度から、子どもに関わる機関が支援方法や課題を共有し、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を提供するため、子ども発達支援センターが「育ちのサポートカルテ」を一括管理して関係機関と調整しながら円滑な引き継ぎを行っています。また、令和元 (2019) 年度には、「育ちのサポートカルテ」がより簡便で有益なツールとなるよう、保護者と教職員を対象にアンケート調査を実施しました。

「(3) 早期発見・早期支援の充実」では、平成 30 (2018) 年度から、「ゆりのき連携発達相談」として、臨床心理士およびコーディネーターを保健所・保健センターの乳幼児健診や健診後の経過観察の場に派遣し、支援が必要な子どもを直接把握して早期療育につなげています。また、令和元 (2019) 年度に、臨床心理士などが区内保育所・こども園を巡回し、在園児の発達に関する相談を受け助言などを行う「保育園巡回相談」において相談員を 1 名増員する充実を図りました。

「(4) 発達障害に対する理解の促進」では、平成 30 (2018) 年度、令和元年 (2019) 度ともに、講演会の実施やリーフレットの配布などを通じて、保護者をはじめ広く地域へ発達障害に関する正しい知識の普及を図りました。また、教職員向け研修会や学識経験のあるアドバイザーからの助言などを通じて、支援に携わる職員（教員、保育士などを含む）のスキルの向上に取り組みました。

施策の方向性 3 「地域での共生社会の実現」の評価

施策		事業
施策8	心のバリアフリーの推進	(1) 障害者差別解消の推進 重点
		(2) 障害と障害者の理解のための意識啓発
		(3) 「健康福祉まつり」等による地域交流の促進
		(4) 障害者福祉団体との連携

「(1) 障害者差別解消の推進」では、「職員対応要領」に基づき区の事務事業における障害者差別の解消に取り組むとともに、広報紙、区独自の啓発用リーフレットの区民および事業者への配布や講演会などを通じて、区民などへの普及啓発に取り組んでいます。

「(2) 障害と障害者の理解のための意識啓発」では、さまざまな障害特性に対する理解や支援方法などを記載した「中央区障害者サポートマニュアル」を区立小・中学校に配布し福祉教育などに活用するとともに、窓口やホームページへの掲載、区内イベントでの配布などを通じて、意識啓発に取り組んでいます。

「(3) 「健康福祉まつり」等による地域交流の促進」では、平成 30 (2018) 年度、令和元 (2019) 年度ともに、「出会いとふれあいと感動と」をテーマに「健康福祉まつり」を開催するとともに、町会などの協力を得て、福祉センターでは「福祉センターまつり」、レインボーハウス明石では「なないろ祭」を開催するなど、区民とふれあう交流と親睦の機会を通じて、「心のバリアフリー」の推進を図りました。

「(4) 障害者福祉団体との連携」では、引き続き、障害者団体に対し運営費や交流事業に伴うバス借り上げ経費の一部助成、懇談会などによる情報提供や意見交換を行い、活動の支援に取り組みました。

施策		事業
施策9	障害者の権利擁護と虐待防止	(1) 成年後見制度や権利擁護の推進
		(2) 障害者虐待防止の推進

「(1) 成年後見制度や権利擁護の推進」では、中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぴ中央」と連携して成年後見制度や権利擁護事業の普及啓発を図り、利用の促進に取り組みました。

「(2) 障害者虐待防止の推進」では 24 時間 365 日対応可能な虐待通報・相談窓口専用電話を設置し、通報や相談の受付を行うとともに、保健・医療・福祉・警察などの関係機関が連携して虐待の早期発見や発生時の適切な対応を行うべく取り組みました。また、区のおしらせ、区ホームページやパンフレットなどを通じて虐待防止について普及啓発を行い、幅広く区民・事業者に周知を図りました。

2 計画の目標値

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

第5期計画では、国の指針に基づき、平成28(2016)年度末時点の福祉施設入所者数(73人)の9%以上が令和2(2020)年度末に地域生活へ移行することを目指して、目標値を設定しました。しかし、入所者の障害の重度化や高齢化の進行など、地域移行が難しい状況となっていることから、実績はありませんでした。今後とも地域での支援体制づくりを進め、自己選択・自己決定による地域移行につなげていきます。

項目		数値等
平成28(2016)年度末時点の施設入所者数		73人
【目標】地域生活移行者数		7人(9.6%)
第4期計画 (実績)	平成27(2015)年度	
	平成28(2016)年度	0人
	平成29(2017)年度	0人
第5期計画 (実績)	平成30(2018)年度	0人
	令和元(2019)年度	0人

② 施設入所者の地域生活への移行に関する目標

国の指針に基づき、平成28(2016)年度末時点の福祉施設入所者数(73人)から2%以上削減することを目指し、令和2(2020)年度末の入所者数を71人に設定しました。令和元(2019)年度は前年度と同様に72人となりました。

項目		数値等
平成28(2016)年度末時点の施設入所者数		73人
【目標】令和2(2020)年度末時点の施設入所者数		71人
【目標】施設入所者削減見込み数		2人(2.7%)
第4期計画 (実績)	平成27(2015)年度	
	平成28(2016)年度	73人
	平成29(2017)年度	74人
第5期計画 (実績)	平成30(2018)年度	72人
	令和元(2019)年度	72人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

都道府県において目標を設定することとなっていることから、本区では見込み量の設定を行っていません。本区では「入院中の精神障害者の地域生活への移行」を推進するため、自立支援協議会の地域移行・地域定着部会を精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場として位置付け、保健・医療・福祉関係者による具体的な協議を行っています。

（３）地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点は、障害者などの地域における生活の維持および継続が図られるよう、相談、一人暮らしやグループホームなどの体験の機会や場、緊急時の受け入れ・対応などの機能を集約してグループホームまたは障害者支援施設に付加した拠点であり、区市町村または各保健圏域において、少なくとも1カ所は整備することが基本とされています。

本区においては、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備すべきかについて検討し、令和2（2020）年度までに面的整備型を1カ所整備することを目標としました。平成30（2018）年度からは、面的整備に向け、相談支援事業所連絡会や就労支援事業所ネットワーク会議、入所・グループホーム連絡会などに参加する事業者に登録を依頼して、基本となるネットワークの強化を図るなど、取組を進めています。

項目		数値等
【目標】令和2(2020)年度末時点の設置箇所数		1カ所
第5期計画 (実績)	平成30(2018)年度	0カ所
	令和元(2019)年度	0カ所

（４）福祉施設から一般就労への移行等

① 一般就労への移行者数

令和2（2020）年度の一般就労への移行者数を平成28（2016）年度実績（10人）の1.5倍以上とすることを目標とし、第5期計画最終年度の目標値は15人に設定しました。

平成30（2018）年4月に法定雇用率の引き上げが施行されたことから、企業からの就労に向けた相談件数は増加傾向にあります。また、中央区障害者就労支援センターの登録者も増加傾向にあり、就労に向けて職業訓練や職場でのコミュニケーションなどを学び、一般就労に向けた個々のスキルアップに取り組んでいます。今後、企業とのマッチングを行い、一般就労への移行につなげていきます。

項目		数値等
平成28(2016)年度末の一般就労への移行者数		10人
【目標】令和2(2020)年度中の一般就労への移行者数		15人(150.0%)
第4期計画 (実績)	平成27(2015)年度	
	平成28(2016)年度	10人
	平成29(2017)年度	9人
第5期計画 (実績)	平成30(2018)年度	12人
	令和元(2019)年度	6人

② 就労移行支援事業を利用する者の数

令和 2（2020）年度の就労移行支援事業の利用者数を平成 28（2016）年度の利用者数（29 人）の 1.2 倍以上とすることを目標とし、第 5 期計画最終年度の目標値は 35 人に設定しました。

区内の障害者手帳の所持者数は増加傾向にあり相談支援事業所の利用者も増えてきています。就労に向けて動き出す前の心構えなど段階を踏んで学んでいるケースも多く、今後、就労への準備ができた方から利用が増えていくことが予想されます。

項目		数値等
平成 28(2016)年度末の就労移行支援事業利用者数		29 人
【目標】令和2(2020)年度末の就労移行支援事業利用者数		35 人(120.7%)
第4期計画 (実績)	平成 27(2015)年度	
	平成 28(2016)年度	29 人
	平成 29(2017)年度	26 人
第5期計画 (実績)	平成 30(2018)年度	33 人
	令和元(2019)年度	23 人

③ 就労移行率が 3 割以上の事業所の割合

令和 2（2020）年度には就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所を全体の 50%以上とすることを目指します。

平成 30（2018）年度には就労に向けて職場でのコミュニケーションなどを学んでいる方が多く、移行率が 3 割以上の事業所は 25%に留まっていた。令和元（2020）年度においては、利用者が減少したことに伴い、就労先が決まりやすくなったことで、目標を超えて全ての事業所が 3 割以上を達成しました。今後は就労移行支援事業の利用者を増やすとともに、就労移行につなげていけるよう支援を続けていきます。

項目		数値等
【目標】令和2(2020)年度末における就労移行率が 30%以上の就労移行支援事業所の割合		50.0%
第5期計画 (実績)	平成 30(2018)年度(全 4 事業所)	25.0%(1 事業所)
	令和元(2019)年度(全 3 事業所)	100.0%(3 事業所)

④ 就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率

就労定着支援事業は、平成30（2018）年4月から始まった新規サービスで就労支援等のサービスを受けて一般就労へ移行した障害者などに対して、就労定着に向けた支援（企業・家族との連絡調整や生活面の支援など）を行っています。

令和元（2019）年度において、就労定着支援の利用以前からアフターケアを行っていた利用者8人については、3年6カ月を経過し、就労定着につながったことにより支援を終了しました。

項目		数値等
【目標】令和元(2019)年度末、令和2(2020)年度末現在の就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率		80.0%
第5期計画 (実績)	平成30(2018)年度(対象者1人)	100%(1人)
	令和元(2019)年度(対象者13人)	38.5%(5人)

（５）障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置数

発達障害や育ちに支援が必要な子どもとその家族に対して、適切な相談や支援を行う地域の療育の拠点として子ども発達支援センターを整備しました。

項目		数値等
【目標】令和2(2020)年度末時点の設置箇所数		1カ所
第5期計画 (実績)	平成30(2018)年度	1カ所
	令和元(2019)年度	1カ所

② 保育所等訪問支援を利用できる体制

本区では、平成27（2015）年度から保育所等訪問支援が利用できる体制にあるため、引き続き保育所等訪問支援を利用できる体制を維持しました。

項目		数値等
【目標】令和2(2020)年度末における保育所等訪問支援を提供することができる体制		整備済み
第5期計画 (実績)	平成30(2018)年度	整備済み
	令和元(2019)年度	整備済み

③ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の数

子ども発達支援センターの児童発達支援事業（集団療育）において、重症心身障害児（医療的ケア児を含む）が親子で通所するクラスを週1回実施しました。

また、平成30（2018）年度には放課後等デイサービス事業所の開設に向けて、都の指定が受けられるよう基準を満たすための運営などの話し合いを事業所と重ねて、区独自の補助制度を利用し、平成31（2019）年4月に重症心身障害児（医療的ケア児を含む）対象の放課後等デイサービス事業所を十思スクエア内に開設しました。

項目		数値等
【目標】令和2(2020)年度末における重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の数		1事業所
第5期計画 (実績)	平成30(2018)年度	1事業所
	令和元(2019)年度	1事業所

④ 保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場

「医療的ケア児支援のための関係機関の連携」では、医療的ケアが必要な障害児などが、身近な地域で心身の状況に応じた適切な支援が受けられるよう、自立支援協議会の一部会として「医療的ケア児等支援連携部会」を設置しました。

項目		数値等
【目標】令和2(2020)年度末における保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場		設置
第5期計画 (実績)	平成30(2018)年度	設置
	令和元(2019)年度	設置